

議案第2号

財産の無償貸付について

下記のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

沼田市長 星野 稔

記

1 無償貸付をする財産

住 所 沼田市下之町888番地

庁舎等複合施設塔屋機械室2の一部及びその屋上の一部

使用目的 送受信アンテナ及び送信設備等の設置

2 無償貸付の相手方

沼田市下之町888番地

沼田エフエム放送株式会社

代表取締役社長 本山佳宏

3 無償貸付の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで